

## お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「昇任S・Aシステム2022法学編」の問題設定に不十分な個所及び誤った掲載がありました。  
深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

頁	科目	問	枝	正	誤
97	行政法	21	(5)	科学警察研究所	科学捜査研究所
170	刑法	3	(3)	1. 「X社の日本人社長D」 2. 「日本の刑法を適用できる」	1. 「X社の社長D」 2. 「日本の刑法の適用はない」
213	刑法	3	(3)	「また、贈賄罪は国民の国外犯として日本の刑法を適用できる(刑法3条6号)」	「しかし、日本国外で……存在しない」
229	刑法	30	(30)	乙にも強盗の刑責を負うとする枝文は誤り。	甲にも強盗の刑責を負うとする枝文は誤り。